

ISSN 0910-7304

日 本 海 法 会

海 法 会 誌

復 刊 第 54 号

(通卷第83号)

勁 草 書 房

2 0 1 0

外国での船舶競売の承認

中村 哲朗

一 問題の所在

船舶の競売が行なわれる場合、競落人が競落した船舶について抵当権・先取特権などの負担のない所有権を取得し、その効果が競売実施国のみでなく、船舶登録及び登記の所属する国その他第三国においても認められなければ、当該船舶の登記・登録を変更出来ない、第三国において元所有者、債権者などによる差押を受けるなどの不都合が生じる。⁽¹⁾ また、このような効果が確保されていない場合には、当該船舶を競落しようとする者が競落後の危険を考慮して競落に躊躇し又は入札価格を抑えるなどの行動に出て、競売の円滑な進行に支障を生じる可能性もある。このような問題を回避・解決するためには、当該船舶競売の結果について、①前所有権の消滅、②担保権の消滅、③傭船契約など契約による拘束の消滅、④前登録の抹消と新所有者の登録（二重船籍の回避）が、競売実施国以外の第三国で承認され

る必要がある。一方、何らの条件も前提とせずに外国での船舶競売の結果を認めることは、元所有者及び債権者の権利保護の点で問題がある。ここには、外国判決の承認執行におけると同様の問題がある。

競売後の登記の変更について述べれば、船舶登記国以外の国で船舶が抵当権・先取特権などを有する債権者により差し押さえられ競売された場合に、当該登記機関において直ちにその競売の結果としての所有権移転ないし抵当権などの担保物権の抹消登記が行われるかは、各国登記機関によって実務が異なる。本邦で外国籍船が競売された場合、裁判所は、本邦手続に基づき本船が競売され、日本法上、競落人へ所有権が移転し、抵当権・先取特権などが消滅した旨の証明書を発行する。⁽²⁾ パナマ、リベリアなどの登記機関のように、上記証明書により、登記変更を認めている場合もあるが、韓国の登記機関は、登記変更を認めない。⁽³⁾ なお、日本籍船が外国で競売された場合の本邦での登記処理、外国籍船が本邦又は海外で競売された場合の日本籍船としての登録・登記、いずれも例がない。上記の問題を取り扱う条約としては、一九九三年の海上先取特権及び抵当権に関する国際条約（以下、「一九九三年条約」とい⁽⁴⁾）があり、その第一二条第一項及び第五項は以下のように規定している。本邦はこの条約を批准しておらず、批准国の数も非常に少ない。⁽⁵⁾

第二二条⁽⁶⁾

一 締約国において船舶が強制売却に付された場合には、登記されたモーゲージ、「抵当権」又は負担の権利者の同意を得て買受人により引受けられた登記されたモーゲージ、「抵当権」又は負担を除き、一切の登記されたモーゲージ、「抵当権」又は負担並びに一切の先取特権及び性質のいかなるものを問わず一切のその他の制約は、船舶に付着していることを止める。ただし、〈次の要件が満たされていることを要する。〉

(a) 売却の時に、船舶がその締約国の管轄内にあること

(b) 売却がその締約国の法並びに本条約第11条及び本条の規定に従ってなされたものであること

五 一の締約国において登録された船舶が、いずれかの締約国において強制売却の対象となった場合には、後者の国の権限ある機関は、買受人の請求により、その船舶が買受人により引き受けられたものを除く一切の登記されたモーゲージ、「抵当権」又は負担並びに一切の先取特権及び一切のその他の制約の拘束を受けないものとして売却されたものである旨の証明書を発行しなければならない。ただし、第1項(a)号及び(b)号に定められた要件が満たされた場合でなければならぬ。このような証明書の提出があったときは、登記官は、買受人によって引き受けられたものを除く一切の登記されたモーゲージ、「抵当権」又は負担への登記を抹消しなければならない。らず、かつ買受人の名称で船舶を登録するか、又は、再登録のための登録抹消証明書を発行しなければならない。

二 作業部会

二〇〇七年万国海法会執行役員会議で上記の問題の検討を行うことが決定され、二〇〇八年万国海法会アテネ総会で中国海法会 Henry Hai Li 氏により「船舶競売に関する議論の要約 (A Brief Discussion on Judicial Sales of Ships)⁽⁷⁾」と題する報告がなされた。その反響を見て、総会後に、船舶強制競売の国際的承認に関する問題及びこれに関する国際条約等の必要性及び成立可能性について調査するため作業部会が設置された。⁽⁸⁾ 作業部会は、二〇〇五年五月に質問状を各国海法会に送付し、本邦を含む二二カ国の海法会より回答がなされた。二〇一〇年一〇月一五日午後、万国海法会ブエノスアイレス・コロキアムにおいて、作業部会による本題に関する各国回答についての報告及び議論⁽⁹⁾

がなされた。以下、その要約をする。

三 各国海法会回答報告

1 船舶強制競売の概念

まず、承認の対象となる船舶競売の概念、範囲を明確にする必要があり、これにより条約ないし国際的合意文書で適用対象とすべき競売の範囲を模索することとなる。本項目の各質問は、これに関連し、ベネズエラ海法会 Aurelio Fernandez 氏により報告がなされた。

(1) 「裁判上の売買 (judicial sale)」の定義

(質問) 貴国の法律に、「裁判上の売買 (judicial sale)」(又は「強制売買 (forced sale)」又は船舶競売の定義があるか? ない場合、先取特権等の船舶を対象とする担保権その他の権利制限を売買の結果消滅させる裁判上の手続きに相当するのは如何なる手続きか?

(作業部会報告) 大陸法系・英米法系にかかわらず、全ての国がその法律に「裁判上の売買」の定義はないと回答している。手続は一般民事手続法による場合と、海事特別法がこれを定めている場合とがある。「裁判上の売買」をあえて定義するとすれば、「一般民事か特別手続によるかを問わず、また、国か州かを問わず、裁判所がその監督又は協力の下で行なう船舶の強制売買」ということになるであろう。

(本邦海法会回答) 否。日本法には船舶の「裁判上の売買」「強制競売」を定義する格別の条項はないが、船舶に対する執行は「強制競売」の手続により行なわれる、と規定されている。強制競売手続は民事執行法に定められている。

(2) 船舶競売の開始目的・条件

(質問) 船舶競売の開始実行目的及び条件は？

(作業部会報告) 大多数の国では海事先取特権その他担保物権のある場合と確定した判決・仲裁の執行が船舶競売開始の目的となるとの回答であり、本邦と同様に手形・公正証書などによる船舶執行を認めている場合も多い。また、債権保全目的での船舶差押→換価競売を認めている場合もある。⁽¹⁰⁾

(本邦海法会回答) 船舶強制競売は次の債権を執行する目的で開始される。

(a) ①確定判決、②仮執行宣言付判決、③確定判決と同等の執行力を有するもの(例えば、裁判上の和解)、④強制執行認諾文言付公正証書に定める金銭又は同等の支払を要求する債権に基づく債権(ここに言う「判決」は、仲裁判決又は海外での判決の承認/執行を含む)。

(b) ①抵当権、②船舶先取特権(留置権その他の権利制限を含む)の付着する債権。

上記(a)(b)についての船舶強制競売は、債権者の裁判所への申立により開始される。債権者は裁判所に、上記(a)②③の場合、判決又は裁判所の記録の謄本、上記(a)④の場合、公正証書正本、上記(b)①の場合登記簿謄本、上記(b)②の場合、船舶先取特権、留置権その他担保権の存在を証明する書類を提出する。

対象となる船舶は総トン数二〇トン以上で日本の港に停泊していなければならない。

(3) 船舶競売での裁判所の役割

(質問) 船舶競売は裁判所の管理下で行なわれるもののみか？

(作業部会報告) 大多数の回答は、裁判所監督による競売を示唆しているが、米国・カナダ・ドミニカ・ノルウェー・ナイジェリア等では Court Marshall, Sheriff, Assistant/Private Vendeur 等が競売を主導している。

(本邦海法会回答) 肯定。民事執行法に従い裁判所が執行する。ただし、租税当局による差押換価手続があり、この場合は裁判所の管理下では行なわれない。

(4) 競売 (auction) 形式

(質問) 競売のみが裁判上の強制競売の方法か？ 私的売買があり得るか？

(作業部会報告) 競売が通常で競売の方法はそれのみという国もあるが、裁判所監督による当事者売買が認められる場合が多い。

(本邦海法会回答) 肯定。競売は船舶強制競売の唯一の方法である。勿論、強制競売に関して利害関係者は、合意をして、強制競売手続の取下及び裁判による売却益の分配により船舶を任意売却できる。⁽¹¹⁾

2 船舶競売手続

船舶競売手続において、所有者、担保権者その他利害関係者の権利を完璧に保護することは出来ず、これら利害関係者の範囲、これらの者に対する通知、どの程度防禦の機会を与えるかは、立法者の妥協の産物とも言える。本項の質問は、この程度について各国の法制度を調査し、国際的条約や合意書で定めるべき手続項目を模索しようとするものである。ベルギー海法会 Benoit Goemans 氏により報告が行われた。

(1) 手続の概要

(質問) 手続の概要は？

(作業部会報告) 質問及び回答の焦点は2(2)以降にある。回答も様々で焦点を外しているものも多かった。

(本邦海法会回答) 船舶が停泊している場所につき管轄権を有する裁判所が強制競売に関する管轄権を有する。裁判

所の命令により、執行官が船舶の航行に必要な船舶国籍証書その他船舶の航行に必要な文書を取り上げ、船舶の出航を停止する。日本籍船である場合、裁判所は船舶登記機関に差押を登記するよう命令する。差押後、裁判所は船舶の状態を精査し最低競売価格を決めるため船舶鑑定を行なう。その後競売が行なわれ、最高入札者が船舶を取得するため入札額を支払う。売却益は債権者として強制競売に参加した申立人その他の債権者に配当される。競売手続は、裁判所が保証状提出に基づき発行する差押停止命令又は競売手続を取り消す判決謄本により停止され又は取り消される。

(2) 登記機関への通知

(質問) 競売による売却前に登記機関への通知は必要か？

(作業部会報告) 多くの国は登記機関への通知を行うとしているが、そのうち、相当数の国は外国登記機関への通知はしないと回答している。しかし、通知を行なうと回答している国の中にも国内登記機関への通知しかない国もあると思われる。また、通知しないと回答している国でも国内登記機関への通知はしている可能性は高い。登記国領事館へ通知するという国もある。⁽¹²⁾

(本邦海法会回答) 必要である。ただし、日本籍船の場合のみ。

(3) 船主への通知

(質問) 登記船主への通知は必要か？ 登記船主の異議申し立て手続きは？

(作業部会報告) ほとんどの国の回答は、船主への通知を必要としている。そうでない国⁽¹³⁾でも、船長への通知は必要としており、船主の船舶強制競売に対する異議の機会を与えるという点では各国に差はない。

(本邦海法会回答) 必要である。裁判所は、債務者及び船主に船舶強制競売開始を通知する。裁判所は、申立により、執行官に書状の送達を命じ、執行官は船主の代理人とみなされる船長に開始決定書を手交する。

船主又は債務者は裁判所の強制競売開始決定に対して、被担保債権又は船舶先取特権（又は船舶強制競売を開始するその他の理由）が存在しない又は消滅した、又は差押／強制競売が違法であるとして、異議を申し立てることができる。

(4) 担保権者への通知

（質問）登記抵当権者、知られた先取特権その他の担保権者への通知は？ 彼らへの配当手続きは？

（作業部会報告）抵当権者等担保権者に全く通知の必要がないとしている国は少ない。⁽¹⁴⁾ 公告で足りるとしている国、⁽¹⁵⁾ 登記担保権者のみへの通知で足りるとしている国、⁽¹⁶⁾ 外国への通知は必要ないとしている国が多い。⁽¹⁷⁾

（本邦海法会回答）裁判所は、差押前に登記されている抵当権、先取特権その他担保権を有する債権者、仮差押債権者及び仮登記権利者に対して通知をしなければならない。これら債権者の住所が国外である場合、又は不明な場合、裁判所は公告を行なう。租税債権を有する税務当局にもこの通知はなされる。これら債権者は船舶強制競売による売却益の配当を受領できる債権者とみなされる。その他の債権者には裁判所から通知はなされず、当該船舶の強制競売により配当を得るには別の強制競売を申立てるか、配当要求を行なわなければならない。

(5) 裁判所による権限書類・証明書発行

（質問）競売の後に競売実施裁判所により本船に付着する担保権が消滅し競売された、又は買主が担保権の制限なく本船を取得した旨の命令・証明書が発行されるか？

（作業部会報告）法令又は実務により競売人に権限書類を発行する国が多い。⁽¹⁸⁾ 報告者は、日本での取扱実務（本邦登記機関への裁判所の登記嘱託及び外国登記船の場合の裁判所文書）に言及した。

（本邦海法会回答）強制競売の対象船舶が日本籍船の場合、裁判所は船舶登記簿上の所有者の変更及び全ての登記済

抵当権その他の担保権・法的制限の抹消を命令するので、裁判所は他の命令や証書を発行しない。日本では船舶先取特権は登記されないが、そのような先取特権は日本法上、民事執行法の規定により消滅する。

強制競売の対象船舶が外国籍船の場合、裁判所の命令、証書に関する規定は日本法にはない。しかしながら、実務として、裁判所は、海外の船舶登記機関に対して、「日本法の下では」、①船舶は強制競売により、落札者に売却された②抵当権その他先取特権が一切存在しない旨を記載した書面を発行している。日本は一九九三年条約を批准していないが、同条約第一二条五項に従った取り扱いをしている。

(6) 外国籍船についての手続

(質問) 外国船である場合とそうでない場合で手続に差があるか？

(作業部会報告) 大多数の国で外国船舶かどうかで手続に差はない。数カ国で外国登記船の場合には外国登記機関への通知・公告を必要としている。ノルウェーでは外国籍船の競売は制限されることである。

(本邦海法会回答) 外国籍船の強制競売の場合、

① 裁判所は船舶差押を登記する命令を出さず、また、海外の船舶登記機関に差押の通知を行なわない。

② 裁判所は海外の債務者及び所有者に強制競売開始命令を送達するが、多くの場合、所有者への送達は船長に対して行なわれる。

③ 裁判所は、強制競売による所有者変更を外国船舶登記機関に命令しない。日本法上、強制競売による所有者変更を裁判所が海外の船舶登記機関に通知する義務はない。実務上の取り扱いについては上記2(5)回答参照。

3 船舶強制競売の効果

各管轄地で船舶競売に与えられる効果についての質問で、条約ないし国際的合意書を作成する場合には、これらの効果について他国での承認を受けることとなる。ナイジェリア海法会 Louis Mbanefo 氏により報告がなされた。

(1) 競売による所有権取得

(質問) 船舶競売の法的効果は？

(作業部会報告) 競売により一〇〇%所有権が競落人に移転する点は全ての国で共通である。ただし、デンマーク、フランス、ドイツ、スウェーデンは、相対売買の場合には所有権の全部移転を保証しないと回答している。これは本邦と同様、手続上の競売に属しないゆえにその結果を享受出来ない趣旨と思われる。

(本邦海法会回答) 日本法上、落札者は、競落金額を納付した時に、抵当権、先取特権その他の担保権無しに当該船舶の所有権を取得する。

(2) 元所有権の消滅

(質問) 船舶強制競売により以前の所有権は消滅するか？

(作業部会報告) 全ての国で元所有者の所有権は消滅するとの回答である。ただし、デンマークは適正な競売手続が条件であるといい、ドイツは競売 (auction) 形式で手続がなされたことが必要とし、ノルウェーは競落人が競落金額を支払う必要があると回答している。

(本邦海法会回答) 日本法上、消滅する。

(3) 担保物権の消滅

(質問) 船舶強制競売により抵当権、先取特権その他の担保権は消滅するか？

(作業部会報告) 多くの国が、船舶上の抵当権・先取特権その他担保権が消滅すると回答し、ベルギー、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、日本が必ずしもそうでないと回答、スペインは消滅しないと回答している。

(本邦海法会回答) 日本法上、消滅する。

(4) 所有権取得による第三者対抗

(質問) 競落人は全ての第三者に対抗し得る所有権を得るか？

(作業部会報告) ノルウェー、スペイン、日本を除き、対第三者に対する絶対的所有権 (a clean title against the whole world) を取得すると回答している。

(本邦海法会回答) 日本法上、取得する。

(5) 競売による元の登記の帰趨

(質問) 競売により以前の登記は自動的に無効となるか？

(作業部会報告) ブラジル、イタリア、ベネズエラを除き、自動的に以前の登記が無効となるものではないと回答している。しかし、ブラジルは所有権移転の証拠ないし裁判所の決定で自動的に登記が無効となると回答している。また、イタリア、ベネズエラの自動的に無効となるとの回答趣旨は外国登記の場合も含めた回答ではない。

(本邦海法会回答) 日本籍船の場合は裁判所から船舶登記機関への命令による。外国籍船に関しては、強制競売の競落人が海外の登記機関に別途の手続を行なうべきことになる。

(6) 裁判所文書による登記抹消

(質問) 裁判所の命令・証明書の提出によって貴国の登記機関が以前の登記(国籍・所有権・担保権・裸傭船など)を抹消するか？

(作業部会報告) ドイツ、シンガポール、日本を除き、裁判所の命令ないし競売された旨の証拠提出で登記抹消・移転がなされると回答している。競売手続において権限書類が発行される場合はそうであろうが、外国籍船舶の場合に単純に登記抹消・移転がなされるとの回答は腑に落ちない。

(本邦海法会回答) 肯定。日本籍船で日本で競売が行なわれた場合、強制競売を行なった裁判所の命令により、抹消手続が行なわれる。外国での競売が行なわれた場合、日本の船舶登記機関は、外国強制競売の証書、命令を日本での登録変更のための書類として認めない。日本籍船で登記変更を望む者は、海外の強制競売に基づく所有者変更及び／又は登記抵当権その他担保権抹消のために日本の裁判所の判決(外国判決の承認／執行判決ではない)⁽¹⁹⁾を取得しなければならぬ。

(7) 競売結果の登記の前提としての元登記の抹消

(質問) 裁判所の命令・証明書の提出によって登記機関は以前の登記が抹消されたかどうかにかかわらず登記をするか？

(作業部会報告) 元所有者の登記抹消なしで競売裁判所の発行した書類で直ちに競売人の所有権登記がなされると回答した国とそうでないとした国⁽²⁰⁾があり、回答の内容も多様である。⁽²¹⁾

(本邦海法会回答) 日本籍船で日本で競売が行なわれた場合、既述のとおり、日本の裁判所は船舶登記機関に前所有者から競売人への所有権移転の手続及び前登記の抹消手続を同時に命令する。海外での外国籍船の強制競売の競売人が日本での船舶登記を希望する場合、登記の前提としての船舶登録で外国での船舶登記の抹消証明書が要求される。⁽²²⁾

日本籍船の海外での強制競売の場合については、回答3(5)及び3(6)を参照。

4 外国船舶競売の法的結果の承認

外国での競売の結果を他国が承認するか、の問題は、外国判決の承認の問題とは異なる。判決ではなく、法的手続の具体的効果をどのように他国で認めるか、という問題についての先例、これを取り扱った条約、国際的合意は全んどない。また、各国回答が判決自体の承認と船舶競売の結果の承認とをどの程度区別して自国の手続を論じているかは疑わしい。承認を可能にするには、承認の対象を特定すべきこととなり、また、承認国での他の争訟の可能性及びこれと船舶売買の承認との関係も問題となる。以下は、このような問題を焦点とした質問であり、オランダ海法会 Frank Smeele 教授により報告がなされた。

(1) 外国船舶競売の結果承認

(質問) 他国での競売手続は本邦での競売手続と同様に承認されるか？ 承認されるなら、その要件は？
(作業部会報告) 大多数の回答が基本的にこれを肯定しており、外国船舶競売の法的結果がそのまま自国で効果を有するもの⁽²³⁾と当該法的結果が自国に拡張されるとするもの⁽²⁴⁾があるが、理論的に混乱している国も多い。
以下のような承認の条件がある。

- ① EUでは申立なしで効果が認められるが、通常は申立が必要である⁽²⁵⁾。
- ② 外国裁判所の発行する権限書類または競売により所有権が変更された旨の証明書が必要とするのが通常である⁽²⁶⁾。
- ③ 外国船舶競売の手続が一定の条件を満たすことを要求しているのが通常⁽²⁷⁾。例えば、EUでは、債務者の出席なく競売手続が行なわれた場合、債務者が適切な送達を受け防御の機会を与えられなかった場合には承認は拒否される。船舶競売のなされた国の裁判所が管轄を有しない(例えば、本船が該地に居ない場合)場合も同様である。
- ④ 外国船舶競売開始を決めた裁判所の判断について承認国で矛盾する判断のないことを必要とする場合が多い⁽²⁸⁾。

⑤ 公序良俗に反しないことを必要とするのが通常である。⁽²⁹⁾

⑥ 相互主義の認められることが必要。⁽³⁰⁾

⑦ 外国船舶競売開始を決めた裁判所の判断が最終のものであることを必要とするのが通常である。⁽³¹⁾

(本邦海法会回答) 否。競落人は強制競売に基づく登録所有者の変更及び／又は登録抵当権その他の担保権の登記を削除する判決を日本で取得しなければならない。⁽³²⁾

(2) 外国船舶競売に対する前所有者・担保権者の異議訴訟の管轄

(質問) 貴国裁判所は前所有者によって起こされる外国競売に対する異議について管轄権を有するか？

(作業部会報告) 多くの国では、その裁判所が他の理由で管轄を有する限り、前所有者・担保権者等は外国裁判所の船舶競売を否認する訴訟を提起出来るとする。⁽³³⁾ この訴訟を提起出来ないし回答している国も相当数存在する。⁽³⁴⁾

(本邦海法会回答) 日本には、前所有者が海外の船舶強制競売に異議を申し立てる手続についての格別の規定はない。前所有者は、強制競売落札者を被告として船舶に対する所有権を確認する判決を求める裁判を提起することができる。この場合、被告人である強制競売競落人が日本に居住する場合、当該船舶の登記が日本である場合、又は当該船舶が日本にある場合には、日本の裁判所が管轄権を有する。

船舶先取特権、抵当権その他担保権者が海外での強制競売に異議を申し立てる手続についての格別の規定は日本にはない。船舶先取特権、抵当権その他担保権者は、当該船舶上の担保権を確認する判決を求める裁判を強制競売競落人を被告として提起することができる。この場合、被告である強制競売競落人が日本に居住する場合、当該船舶登記が日本にある場合、又は当該船舶が日本にある場合、日本の裁判所が管轄権を有する。

また、海外で強制競売が行なわれた後でも、海外での強制競売による船舶先取特権の消滅の効果が日本で承認され

るまでは、船舶の船舶先取特権は執行される。同様に、登記が抹消されていない限り、抵当権者は船舶抵当権を執行できる。

(3) 上記異議訴訟の準拠法

(質問) 上記質問4(2)について貴国裁判所が管轄を有するならば準拠法は？

(作業部会報告) 4(2)の異議訴訟の準拠法に関する回答は多様であり、一国でも準拠法は事案による場合もある。外国競売の手続問題について競売裁判所の法律を準拠法とする国が多い⁽³⁵⁾。その承認執行の問題については法廷地法を準拠法とする国が多い⁽³⁶⁾。所有権・担保権については旗国法を準拠法とする国と⁽³⁷⁾、登記国法を準拠法とする国がある⁽³⁸⁾。先取特権については、一九六七／一九九三条約を適用する国、被担保債権の準拠法を適用する国、承認国の法律を法廷地法として適用する国等様々である。

(本邦海法会回答) 申立人が他国での強制競売を無効にする判決を求めた理由により異なる。元所有者が、競売の原因となった債権、船舶先取特権、抵当権の効力ないし執行力の欠陥に基づき船舶強制競売を開始する他国の裁判所の判断に異議を申立てた場合、準拠法は、それら債権、船舶先取特権、抵当権の準拠法となる。元所有者が強制競売手続の不当性又は右手続きを遂行するに於いての被告の不法行為を原因として異議を申し立てる場合、準拠法は不法行為の発生地又は結果発生地の法律が準拠法となる。

(4) 船舶競売についての外国裁判所文書による登記抹消

(質問) 貴国籍船舶が他国で競売された場合、貴国登記機関は当該国の競売開始・競落通知、裁判所の証明書・命令によって登記を抹消するか？ 抹消するならばその条件。

(作業部会報告) 大多数の国が登記国において登記国での申立登記抹消手続を必要としている。相当数の国が登記国

を抹消手続及びこれに関する紛争を適切な法廷地と回答している。⁽³⁹⁾

(本邦海法会回答) 否。

(5) 外国船舶競売による新登記時の元登記抹消の必要性

(質問) 外国籍船が外国で競売された場合、貴国登記機関は外国の登記が抹消されたかどうかに関わらず、貴国での登記を受け入れるか？

(作業部会報告) 大多数の国が本船の元登記国での登記抹消手続が新しい登記の前提条件であるとしている。ただし、抹消登記は前提でないと回答している国もある。⁽⁴⁰⁾

(本邦海法会回答) 否。日本籍船としての登録は、元所有者から競落人に登記が変更された場合、船舶登記抹消変更に関する証明書が前提で登録を受け入れる。この登録の後、登記がなされる。⁽⁴¹⁾

5 問題解決の方策

南アフリカ海法会 Andrew Robinson 氏により、5 (2) ないし 5 (4) の回答については、大多数の国が一九九三年条約を批准しておらず、また、承認の条件として国内法で同条約第一条、第二二条一項、第二二条五項と同じ条件を定めていないことに注意しなければならないとのコメントの下に、以下の報告がなされた。

(1) 自国競売の他国での異議、他国競売の自国での異議の前例

(質問) 貴国での競売が他国裁判所で所有者などにより異議申し立てされたことが有るか？ 有るならその概要。他国裁判所での競売について貴国で所有者等による異議がなされたことが有るか？ 有るならその概要。

(作業部会報告) 前例があると回答した国はほとんどなかった。

(本邦海法会回答) そのような事例を知らない。

(2) 関係者への通知

(質問) 一九九三年条約第一一条は競売の関係者への通知を規定する。この規定は適切か? これは外国競売の承認の基本要件とすべきか?

(作業部会報告) 多くの国は条約第一一条の通知を最低限の条件として必要と回答している。カナダ、米国、シンガポール等が不必要としているが、これは対物訴訟の存在(船長への通知)を前提としていると思われる。一方、電子通信によるものを含むべきとの回答もあった。

(3) 担保権消滅の要件

(質問) 一九九三年条約第二一条一項の担保権消滅の要件は適切か? 基本要件とすべきか?

(作業部会報告) 多くの国が条約第二一条一項の条件を担保物権の消滅のために必要と回答している。ベルギー・ブラジルは検討が必要とし、カナダは Yes & No と回答している。

(4) 競売裁判所による証明書発行、登記抹消、登記の規定

(質問) 一九九三年条約第二一条五項は競売による競売裁判所による証明書発行、登記抹消、登記を規定している。この規定は適切か? これは外国競売の承認の基本要件とすべきか?

(作業部会報告) 多くの国が条約第二一条五項の裁判所発行の証明書の規定を適当と回答している。

(5) 別途の外国競売承認に関する条約等の必要性、実現可能性

(質問) 一九九三年海事先取特権抵当権条約は既に発効しており、競売の通知及び効果が規定されている。未だ別途の外国競売承認に関する条約等が必要か?

(作業部会報告) 何らかの別途の条約が必要か、との問いに対する回答は多様であり、約半数は必要と回答している⁽⁴²⁾。対象となる既存の条約が特定されていない旨の指摘がなされた一方で、現在既存する条約を適当とする回答、適当でなく補正が必要とする回答⁽⁴³⁾、また、別途の条約・取り決めが必要との回答⁽⁴⁴⁾もあった。

(5) (2) から (5) に対する本邦海法会回答) 質問 5 (2) (4) の対象である一九九三年条約第一条及び第二二条は外国船舶競売の承認のための最低限の条件及び効果であると考ええる。しかし、一国が他国での船舶競売の結果を承認するためには、競売実施裁判所の管轄権、二国の間に相互主義が機能しているか、承認執行が他国の公序良俗を害しないか、を審査せざるを得ない。これらの点は外国判決の承認執行の要件と類似する。また、海事先取特権・抵当権の目的、範囲、効果、これらに関する様々な他の問題(準拠法の問題を含む)、更には、海事先取特権・抵当権を実行する手続(破産・和議その他の倒産関係手続との関係を含む)を検討しなければ統一化は困難であろうと考える。これらの検討は当然に、他国の裁判所その他の機関の一般的な事実認定及び判断を承認執行する手続、及び、自動車・航空機・不動産に対する判決・先取特権・抵当権の実行手続の検討を伴わざるを得ない。このような検討の後に始めて、主題に関する格別の条約・国際的合意の検討と並行して一九九三年条約を改正するのが適切または必要か、を検討すべきであろうと考える。

四 本題についての各国及び作業部会のコメント

議場にてなされた各国コメントは要旨下記のとおり。

カナダ 国際的な共通認識が出来るのか疑問である。結果として出来上がった条約がコモン・ローと相容れ得るのか、疑問である。外国判決の承認執行の結果としての船舶競売は受け入れ得るが、外国船舶競売の承認については種々の疑問がある。

フランス 海事法の統一化が万国海法会における命題ではあるが、本当にこの問題の統一化が必要か？

米国 登記抹消の必要性の点を除き、それ以外の問題は既存の条約でカバーされている。また、各国での船舶所有権制限の問題もある。

ギリシャ 余り多くの事案がない問題で自動承認を決めるのは危険である。

オランダ 外国船舶競売の承認についてのみプロトコルを作成するのが適当か、疑問がある？

ベネズエラ 登記機関への通知があれば承認すべきである。

日本 船舶競売手続は各国民事手続法に深く根ざしており、条約が出来ても各国の批准は困難ではないか。破産法その他倒産関係法や自動車・航空機の競売との関係での調整も必要ではないか。登記国・登録国が別途になっている場合の考慮も必要である。

作業部会 議長より、上記に対する総括として、以下のようなコメントがなされた。

本作業部会は、条約の作成を目的とするものではなく、問題の所在を明確にする必要があり、その上で、海事先取特権による競売について、一九九三年条約の付属文書としてプロトコル形式で外国船舶競売の承認についての文書 (Protocol to recognize foreign judicial sale of ships) を作成することが問題解決に有効かもしれない、と考える。このような観点から、作業を継続したい。⁽⁴⁵⁾

(1) 以下のような前例が挙げられている。

①ギリシャ船が船員給料求償及び回収のためカナダで差押競売されたが全額回収出来なかった事案で、ギリシャ登記機関は船員給料債権の弁済不足を理由に登記抹消を拒否した。②キプロス船が青島で差押競売された。船主は不当差押競売を理由に既に所有者変更されパナマ籍となっていた本船の競落人に対し所有権を主張した。③仏国銀行の抵当権付のセントビンセント&グラナダ籍船が北朝鮮で船員給料債権等で差し押えられ競売された。現地で仮登記され、その後第三者に売却されベリーズ船となった。その後、仏国銀行がパリ裁判所で判決を得て本船上の抵当権に基づき中国で差押。中国裁判所は北朝鮮判決競売の効果を認める一方、中国裁判所には管轄がないと判示した。④イタリア船について船用品業者が英国で差押・競売手続を開始した。イタリアの船主破産管財人が異議申立したが、競売手続は継続された。しかし、競落人はイタリアの抵当権登記を抹消出来ず、抵当権者は登記に基づき他国で差押可能の状態となる。英国裁判所は抵当権者から抵当権行使を行なわない旨の約束状をとって問題を解決した。⑤トルコ籍船がデンマークで競売された。競売前に本船に燃料を供給した債権者が南アフリカで本船差押。南ア裁判所は差押を拒絶した。

(2) 小川英明「外国船舶の任意競売の一事例」判例タイムズ三四五号六七頁。

(3) 実務的には、競売しようとする者は、競売手続中に先取特権など不測の登記義務者たる所有者、抵当権者から手続中に同意を取得し売買契約書などの権利移転書類を取得するよう、努力している。

(4) 同条約は二〇〇四年九月に発効している。同条約の解説として、江頭「一九九三年の海上先取特権及び抵当権に関する国際条約の成立」海法会誌復刊三七号二九頁。

(5) 二〇一〇年二月時点で、エクアドル、エストニア、モナコ、ナイジェリア、ペルー、ロシア連邦、セントビンセント&グラナダ、スペイン、シリア、チュニジア、ウクライナ、バヌアツの一二カ国が署名又は批准しているに過ぎない。

(6) 日本語訳は、江頭前掲五二頁。

(7) CMI Yearbook 2009 Athens II pp. 342-356. <http://www.cmi2008athens.gr/sub9.1.pdf>

(8) 委員は、議長 Henri Hai Li 氏 (中国) 報告者 Jonathan Lux 氏 (英国) その他委員 Andrew Robinson 氏 (南アフリカ)、Benoit Goemans 氏 (ベルギー)、Frank Smeele 氏 (オランダ)、Louis Mbanefo 氏 (ナイジェリア)、Aurelio Fernandez 氏 (メキシコ)、Klaus Ramming 氏 (ドイツ)、Francis Nolan 氏 (米国)。

- (9) <http://www.cmi2010buensaires.com.ar/en/colloquium-documentation>
- (10) 米国、カナダ、シンガポール、ナイジェリアなど。
- (11) 各国海法会の回答報告を概観すると、相当数の国では船舶競売手続を裁判所監督下での現所有者から競落人への船舶売買類似の手続と観念しているようであって、そのゆえか、船舶競売の結果、裁判所が権原書類を発行する例も多い。
- (12) 例えば、アルゼンチン、イタリア。
- (13) 例えば、カナダ、米国、南アフリカ等対物訴訟のある国、本邦、ベルギーのように船長を船主の代理人として送達を行なう国。
- (14) 例えば、ドミニカ。
- (15) オーストラリア、日本など。
- (16) デンマーク、日本など。
- (17) フランス、日本など。
- (19) 本邦で外国判決の承認・執行判決を求めるためには、制度上の対審構造から原告被告とその間の確認又は請求の内容として、例えば「被告は原告に対し（対象船舶の）移転登記をせよ」といった請求の趣旨が必要であろうが、外国での船舶競売において本邦と同様の競売開始決定ないし競落許可決定（これら自体は「AからBへの所有権移転」や「Cの抵当権の消滅」を直接内容としな）い）がなされるのであれば、その外国裁判所判断と本邦での承認・執行判決の請求の趣旨の内容は異なるから、承認・執行の対象としての外国判決にはなり難い。従って、本邦登記機関に外国船舶競売での所有権移転及び抵当権等の登記抹消（更には裁判所に未登記の先取特権等の不存在確認）を求めるためには、通常の判決手続によるしか方法がなく、その中で外国競売の手続及び結果が証拠方法となる。裁判所がこの過程において外国判決の承認・執行判決の要件と同様の事実認定過程を経て判断することはあり得るが、これは、別論である。なお、外国での破産開始決定などについて外国判決の承認・執行判決の対象となり得るとの立場もある（鈴木・三ヶ月編「注解民事訴訟法（1）」三八八頁など）が、実際の手続上の障害は避け難い。一方、外国裁判所が船舶競売において権原書類を発行し、「AからBへの所有権移転」や「Cの抵当権の消滅」を内容とするような場合には、その判断の執行を認めることは十分に可能である。質問4(1)に対する各国海法会回答において本邦での外国判決の承認・執行と同様の要件が論じられているのは、各国の船舶競売での裁判所の判断形態が本邦と異なる、あるいは、船舶競売の基本構造として裁判所の監督下での売買と観念されている、などの理由に基づくのではないかと推測される。
- (20) アルゼンチン、中国、イタリア、マルタ、ナイジェリア、ノルウェー、スペインなど。

(21) ベルギー、ブラジル、カナダ、ドイツ、日本など。

(22) 国土交通省海事局検査測度課登録測度室より回答を得た。以下のとおり。

・外国の船舶競売手続において競落した外国船舶の測度申請にあたっては、申請書にいかなる書面を添付すれば足りるか。

↓測度後に登記、登録が行えなかった場合や、旧国籍から抹消されていないことにより二重国籍となった場合の所有者への不利益を防止する観点から、競落決定を証する書面や旧国籍国政府が発行した旧国籍を抹消したことを証する書面を確認しております。

・外国の競売手続において競落した外国船舶を日本船舶として登録するためには、登録申請者が真の競落人であること並びに当該外国船舶及び登記・登録された抵当権等が抹消されたことを証明する必要があるか。必要がある場合、具体的にどのような書類・証明書をどの手続で提出する必要があるか。

↓登録手続においては必要ありませんが、登記申請（法務省所管）の段階で必要になると考えられます。

(23) アルゼンチン、デンマーク、フランス、ノルウェー、シンガポール、米国など。

(24) ドミニカ、ドイツ、南アフリカ、スウェーデンなど。

(25) ブラジル、デンマーク、フランス、ノルウェー、シンガポール、米国など。

(26) アルゼンチン、ベルギー、カナダ、デンマーク、ドミニカ、ドイツなど。

(27) これら③以下の条件は外国判決承認執行と同様の条件であって、この点に日本法上の手続及び考え方とのギャップがある点については、質問3(6)に対する本邦海法会回答についての前掲注(19)を参照。

(28) ブラジル、ドイツ、イタリア、ベネズエラ、EUなど。

(29) カナダ、ドイツ、イタリア、スウェーデン、EUなど。

(30) 中国、EUなど。

(31) イタリア、EUなど。

(32) 質問3(6)に対する本邦海法会回答についての前掲注(19)を参照。

(33) オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国など。

(34) アルゼンチン、ブラジル、ベルギー、フランスなど。

(35) 中国、カナダ、ノルウェー、シンガポールなど。

(36) ブラジル、カナダ、デンマーク、ノルウェー、米国など。

(37) デンマーク、スペイン、米国。

(38) ベルギー、ドイツ。

(39) ブラジル、中国、デンマーク、ドミニカ、フランス、ドイツなど。

(40) アルゼンチン、ブラジル、ドミニカ、米国など。

(41) 質問3(7)に対する本邦海法会回答についての前掲注(22)を参照。

(42) カナダ、中国、デンマーク、ドミニカ、フランス、シンガポール、南アフリカなど。

(43) スペイン、マルタ、ナイジェリア。

(44) イタリ。

(45) 実際の問題例は少ないが、本課題は継続した調査検討が必要とされ、次回の二〇一二年中国北京で開催される万国海法会においても主要課題となることが予定されている。